

金型工が、取引先で他社従業員の作業を手伝おうと、
ホイストの操作をしたところ、感電死した事故



金型製造会社Aの金型工Xは、取引先Bの工場へ注文された金型を納品した後、試し打ちに立ち会った。

調整が必要であったので、Bの従業員Yがホイストで金型を機械から床面へ移動させた時、3時の休憩チャイムが鳴り、作業を一旦中止した。

休憩を取ろうとしたが、ホイストのフックが邪魔な位置にあった為、Xがフックを移動しようと素手でホイストのスイッチを押した瞬間感電し、2時間後に病院で死亡した。

問題点

担当取引先での休憩時間中、他人の作業の手伝いをした際に被災した災害は、労災として取り扱われるか？



本件Xが行って被災した作業は、X本来の業務ではありません。

例えば、業務とは関係無く「訪問先が忙しそうだから」とフックの移動作業を、軽い気持ちで手伝った場合は、善意から出た私的行為とみなされ業務との関連性を認めることは難しく、業務上災害とは認められません。



一方で、取引先の担当者から依頼されて手伝った場合は、業務を円滑に遂行するためという合理的な理由があったと認められる余地があると考えられます。

今回のケースでは、納品・試し打ちの立会い・金型の確認及び調整が取引先におけるXの業務であり、たとえ休憩時間中の事故であっても、一連の業務に従事していた中での業務に付随する合理的な行為として労災と認められました。

支給された労働保険関連の給付等

★年金支給

- | | |
|------------|------------------|
| ①遺族補償年金 | 給付基礎日額(※1)×245日分 |
| ②遺族特別年金 | 算定基礎日額(※2)×245日分 |
| ③労災就学援助費 | 小学生 月1万円/人 |
| ④労災就労保育援護費 | 保育園児 月1万円 |



※1 給付基礎日額 (被災日以前3ヶ月間の賃金総額) ÷ (被災日以前3ヶ月間の総日数)
 ※2 算定基礎日額 (被災日以前1年間の賞与等の総額) ÷ (365日)

Xの遺族

妻・子ども3人(小4・小2・保育園児)



★一時金支給

- | | |
|----------|-------------|
| ⑤遺族特別支給金 | 300万円 |
| ⑥葬祭料 | 給付基礎日額×60日分 |
- 尚、本件は国民年金の遺族基礎年金(≒132万円)も支給されるため、①の遺族補償年金は12%減額されます。